

川越市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年10月27日 午後2時
- 3 閉 会 平成26年10月27日 午後3時35分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良

8 前回会議録の承認

平成26年度第7回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第33号 川越市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について 副部長兼教育指導課長

本方針は、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することを目的として策定するものである。内容は、第1章いじめの防止等に関する基本的な考え方から、第6章いじめの防止等のための対策の検証までの全6章から構成されており、いじめの防止等のための基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものである。

同方針の策定については、これまで、平成26年度教育委員会第2回定例会及び第3回定例会において協議いただいたほか、皆様からのご意見を基に慎重に検討を進めるために7月から8月にかけて開催した関係各課による庁内会議及び7月の部長会議で検討等を行い、9月の川越市議会第5回定例会における文化教育常任委員会で本方針の策定について報告をしたところである。また、9月12日から10月11日の30日間において川越市意見公募手続条例第4条第1項に基づく意見公募を実施した。意見公募の実施結果は意見総数2件であった。

今後の予定については、本日の議案審議を経て議決をいただいた後、本方針を11月中に公表する予定である。さらに川越市議会第6回定例会（12月議会）に、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく「川越市いじめ問題対策委員会」の

設置に向け、川越市いじめ問題対策委員会条例を定めることについての議案を提出する予定である。

委員

第4章の4「いじめの早期発見に関する指針」の(5)には、「パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む」とあるが、発見が難しいことは認識しているが、変化があった場合に教員からの声掛けによる把握は行うのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

教員に対しては感性を磨くように指導している。具体的には顔色、言葉遣い、服装及び家庭環境の変化も含めて児童生徒の変化を見逃さないようにして、変化があった場合には声掛けをするよう指導しているところである。

委員

明らかに変化があつて声掛けした場合に、本人が否定したらどのように対応するのか。

副部長兼教育指導課長

本人がいじめと認識していない場合も含めて、自らいじめられているとはなかなか言えるものではないと考えており、保護者を含めて周囲の大人が連携していじめを防止することが重要であると考えている。

委員

自分がいじめを受けていることを否定した場合に、問題化したケースはあるか。

副部長兼教育指導課長

本人がいじめられている自覚がない場合についても、いじめとして対応するよう指導しているところであるが、これまでに、本人が否定した場合に問題化したケースはないものと認識している。

委員

いじめではなくけんかと判断したケースはあるか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめとけんかの違いは、一方的、体の大きな者から小さな者、年上の者から年下の者等の判断もしており、両者が対等の立場であつていじめの要素がない場合にはけんかとして取り扱っている。

委員

けんかであると判断したが、後にそれはいじめであつたというケースはあるのか。

副部長兼教育指導課長

そのようなケースは把握していない。

委員

教員がいじめの判断が付かない場合もあると考える。教員は多忙な状況でもあり、特に若い教員に対するフォロー体制はあるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

初任者の教員については拠点校指導教員による指導等を行っている。児童生徒が落ち着きのないクラスもあるため、その場合は校長及び教頭を含めて対応しているところである。

委員

いじめている側なのに自分はいじめられていると言うことがあると聞いたが、その場合の対策について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめを理解してない事や生活面においても自分自身を理解していないことによるものとも思われる。そのような場合は個別に指導を行うとともに保護者等との連携を強化しながら対応することが重要であると考えている。

委員

小学校では学年下校を行っているところが多くあり、6年間同じメンバーで下校することになる。そのような状況でけんか等があった場合に、それがいつも続いていじめに発展することも懸念されるが、下校時の指導等を行っているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

地域の方に協力いただいている場合もあるが、不審者対策も含めて教員等が下校時につき添い、いじめ防止の対策を行っているところもある。今後もいじめ等を発見した場合には迅速に対応できる体制をとっていきたいと考えている。

委員

当該方針の冒頭にもあるように、いじめ問題は社会全体が取り組むべき重要な課題であり、そのことをいかに認識するかが重要であるが、市民の方への周知はどのように行うのか具体的に伺いたい。

副部長兼教育指導課長

当該方針については市ホームページでの公表を予定している。また、各学校には学校毎に定める「学校いじめ防止基本方針」を含めて、家庭及び地域に周知するよう指導しているところである。

委員

第6章では「川越市基本方針にある、各施策の効果を検証する」とあるが、具体的に誰がどのように検証するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

川越市いじめ問題対策委員会において検証することになる。

委員

各施策の効果の検証結果は公開するのか。

副部長兼教育指導課長

川越市いじめ問題対策委員会における検証内容は公開の予定である。

委員

検証の結果、問題点があった場合の見直しは誰がどのように行うのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

川越市いじめ問題対策委員会において対応することになる。

委員

検証結果や問題点への対策等については、情報の共有化が重要と考えるが、その点についてはどのように考えるか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

川越市いじめ問題対策連絡協議会等の設置は情報を共有化する目的があるため、各機関と十分な連携がとれるよう努めていきたい。

委員

いじめの防止については、問題発生時の対策とともに、いじめ予防の対策も大切である。意見公募の結果にもあるが、いじめの予防については生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること等の道徳性を育てることが重要であり、道徳教育をさらに充実していただくようお願いしたい。

委員

いじめの防止等の対策については、学校における現場での取組が重要と考える。各学校で行っている取組の内容や結果等について現場の方から直接聞けるような機会を設けていただきたいと思いますと思うが可能か。

副部長兼教育指導課長

検討していきたい。

委員

当該方針では、いじめについて「心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらす」、「心理的又は物理的な影響をもたらす」など、「心」についての記述があるが、概要版の「はじめに」の文章において、「心」に関する記述がないようである。いじめは心に深く傷を負うものであり、策定の目的となる重要な部分にこそ「心」に関して触れるべきと考えるがいかがか。

副部長兼教育指導課長

対応していきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第34号 川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

平成25年12月に施行された消防団を中核とした、地域防災力の充実強化に関

する法律第10条の規定に基づき、同規則の一部改正をしようとするものである。川越市立学校県費負担教職員において、あらかじめ教育委員会等の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される事由については、条例及び規則で規定しており、今回新たにその事由として、非常勤の消防団員を兼職することを認められた教職員が、当該非常勤の消防団員の職務に従事する場合を加えようとするものである。また、この規則の施行期日を公布の日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第35号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

参事兼学校管理課長

議案第34号で審議いただいた川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部改正、及び地方公務員法の一部改正に伴う職員の配偶者同行休業に関する条例の制定により、同規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、非常勤の消防団員と兼職することの承認を受けようとする場合の手続き、及び兼職することが認められた職員が当該非常勤の消防団員の職務に従事する場合の職務専念義務免除願の承認に係る手続きについて規定を整備しようとするものである。また、職員の配偶者同行休業の承認の申請をする場合の手続き、及び承認された職員に係る必要とされる事項について規定を整備しようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

委員

職員の配偶者同行休業に関する条例の内容について伺いたい。

参事兼学校管理課長

公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度を創設するものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第36号 川越市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校給食課長

学校給食の円滑な運営を図るため、学校給食費の額を改定しようとするものである。改正の内容は、同規則第4条第1項に規定する学校給食費の額を、児童については月額4,000円から月額4,350円に、生徒については月額4,900円から月額5,250円にしようとするもので、施行期日を平成27年4月1日からとしようとするものである。

学校給食費については、学校給食法第11条で学校給食の実施に要する経費のうち、食材の購入に係る経費が学校給食費として保護者の負担とされている。本年の

学校給食を実施するにあたっては、4月の消費税3%増税に加え、食材が値上がりしたことに伴い、昨年と同じ献立で行った場合、約76,500,000円の影響額を見込んでいる。1日当たりの食材費は、全55校で約7,000,000円を要することから、約11日分に相当するものとなっている。4月当初より献立の見直しを行ったが、1学期で当初予定していた額よりも約14,400,000円を超過した状況で推移している。そのため、平成26年度の給食費が不足することが見込まれるため、給食の献立の見直しのほか、実施回数を2日減らす等の対応を行っているところである。次年度においても、現行の学校給食費のままでは安定的に給食を実施することが困難と見込まれることから、庁内に川越市学校給食検討委員会を設置し、また、川越市学校給食センター運営委員会の意見を踏まえ学校給食費の改定について検討を行い、検討にあたっては食材費の値上げや学校給食費の動向などを踏まえて進めてきた。食材費の全国の状況としては、消費者物価指数の食品の項目で前年同月比で5.1ポイント上昇している。本市においては、牛乳や主食の米・パンのほか、副食でよく使用される野菜・豚肉等が値上げされている。学校給食費の動向については、本市は平成21年度に給食費を改定したが、給食の実施回数は学習指導要領の改正により授業日数が増え、平成24年度からは改定時より5日増えた190日となっている。5日増えたことにより1食当たりの単価を下げるを得ないものとなっている。県内と中核市の状況では、平成26年度に給食費の改定が行われたセンターは県内で35%、中核市では49%となっている。本市の給食費は他市と比較すると、1食当たりの単価では概ね実施回数は多く、1食単価は安いところに位置している。これらの状況を踏まえ検討した結果、学校給食費の考え方を次のように整理した。改正時期は平成27年4月からとし、給食の質を向上させ、実施日数は授業日数に応じて提供することを目標とした。改定額については、先の改定時から増加した5日分、消費税増税3%分、牛乳・主食の増加分、副食においては消費者物価指数の消費税3%を差し引いた2.1%分を基に算出した。その結果、共に350円を加算した、小学校4,350円、中学校と特別支援学校5,250円とした。

委員

米の価格について今秋から値下げとなっており、この点に関する説明がないと理解が得られないと思うがいかがか。

参事兼学校給食課長

米については値下げの傾向にあるが、他の食材において全体的に値上げの影響が大きいと理解が得られるよう対応していきたい。

委員

消費税が10%になった場合の対応について伺いたい。

参事兼学校給食課長

消費税については国の動向を注視していきたいが、学校給食費については、短期間で再度改定することは困難なものと考えており、今回の改定の範囲で柔軟に対応できるよう慎重に検討していきたい。

委員

外国産野菜の使用について伺いたい。

参事兼学校給食課長

全て国産野菜を使用しており、外国産野菜は使用していない。

委員

今年度は食材の値上げ等の影響から献立を見直したが、学校給食費が改定され場合、来年度の献立は元に戻す予定があるか伺いたい。

参事兼学校給食課長

学校給食費が改定された場合は、献立を戻したいと考えている。

委員

先日の台風により全校休校となったが、その日の学校給食の費用はどのようになっているのか伺いたい。

参事兼学校給食課長

通常実施の場合、約6,393,000円の支出予定のところ、キャンセルができない食材等について約2,950,000円を支出した。

委員

学校給食費改定の考え方の一つに、学校給食の質を向上させるとあるが、この内容について伺いたい。

参事兼学校給食課長

安全安心な給食を提供すること、児童生徒の発達段階を踏まえた栄養価を保つこと、旬な食材を使用した給食を提供することが具体的な質の向上と考えている。

委員

改定することにより、どのように質の向上が成されるかを具体的に伝えられるようお願いしたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 平成26年度全国学力・学習状況調査について

副部長兼教育指導課長

本年4月22日に実施された全国学力・学習状況調査について報告する。この調査は、昨年度に引き続き、小学校6年と中学校3年の全54校の児童生徒約5,740人が参加した。小学校は国語と算数、中学校は国語と数学で、基礎的な知識を見る問題「A」と、活用力を問う問題「B」の2分野で行われた。

本市小学校の平均正答率であるが、国語・算数は平均を下回っているが、活用

「B」問題では昨年度と比較し全国平均との差が少なくなった。一方、本市中学校の平均正答率については、国語・数学の「A」及び「B」問題共に全国平均を上回っている。本市の状況を分析すると、次のような課題が見られた。まず、小学校の国語では出題された漢字の読みは相当数の児童ができていますが、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の領域の一部に課題が見られた。算数では、四則計算や直方体の体積を求めることは、相当数の児童ができていますが、数量関係の領域で課題が見られた。次に、中学校の国語では、必要に応じて質問し、足りない情報を聞き出すことは、相当数の生徒ができていますが、「読むこと」の領域に課題が見られた。数学では、文字式で表すこと、式変形と移項の対応については相当数の生徒が理解しているが、「関数」領域に課題が見られた。

調査問題への無回答率は、小学校・中学校ともに少なくなり、各学校で意欲を高める指導の工夫に取り組んだ成果が表れたものと考えている。さらに、各学校で調査結果の活用を図り、学力向上に向けた取組を重視していきたい。なお、本調査では、児童生徒に質問紙調査も実施している。これらの結果分析も合わせて、教育委員会として学力向上に向けた取組及び支援策を検討していきたい。

委員

小学校は平均を下回っているとのことであるが、全校が下回っているのか、それとも学校間の格差が大きいことによるものか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学校間の格差もあるが、平均を下回っている学校が多くあることによるものである。

委員

平均を下回っている学校が多くあることの要因について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

意欲を高めるとともに、思考力が育つよう指導する必要があると考える。

委員

平均的な傾向に対して一律に対応するのではなく、それぞれの学校に即した対策を検討すべきである。

副部長兼教育指導課長

教育委員会としては全体的な傾向に対する把握・分析になるが、今回の結果については各学校においても分析しているところであり、各学校それぞれの対策を講じて、学力向上できるよう努めていきたい。

(2) 川越市立今成学校給食センター空調設備等改修工事請負契約について

参事兼学校給食課長

川越市立今成学校給食センター空調設備等改修工事として、空調設備工事、冷蔵、冷凍設備工事、配管工事、都市ガス工事、電気設備工事、建築工事に係る工事請負

契約を契約金額 38,016,000 円で昭和工業株式会社代表取締役石井成人と締結したものであり、工期は平成 26 年 10 月 1 日から同 27 年 2 月 20 日までとするものである。

1 1 その他

- (1) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理人、原田委員が指名された。
- (2) 次回教育委員会は平成 26 年 11 月 17 日（月）午後 2 時開催に決定した。